

秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則

平成14年3月1日

秋田県公安委員会規則第3号

秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則を次のように定める。

秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、公安委員会が保有する行政文書の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書の様式等)

第2条 条例第9条第1項に規定する公開請求書の様式は、警察本部長が別に定める様式によるものとする。

2 秋田県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成19年秋田県条例第1号)第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して条例第9条第1項の公開請求書の提出をする場合には、公安委員会の定めるところにより、同項各号に掲げる事項に係る情報を公安委員会に送信しなければならない。

(電磁的記録の公開の方法)

第3条 条例第13条第2項第2号に規定する公安委員会が別に定める方法は、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴、用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は電磁的記録に係る記録媒体に複写したものの交付とする。ただし、これらの方法により難しいときは、公安委員会が適当と認める方法により行うものとする。

(公開の実施等)

第4条 行政文書の全部又は一部を公開する旨の決定の通知を受けたものは、公安委員会が指定する日時及び場所において、当該決定に係る行政文書の公開を受けるものとする。

2 前項の場合において、行政文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該行政文書を丁寧に扱うこととし、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 公安委員会は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し、当該行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することがある。

(行政文書の写しの交付部数)

第5条 行政文書の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

(費用の納付)

第6条 条例第14条に規定する費用は、行政文書の写しの交付を受けるときに納めるものとする。

(行政文書の検索資料)

第7条 条例第31条に規定する行政文書の検索に必要な資料は、警察本部警務部広報広聴課情報公開センターその他公安委員会が必要と認める場所に備え置くものとする。

(実施状況の報告)

第8条 公安委員会は、条例の実施状況に関し知事が必要と認める事項について、毎年、知事に報告するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、公安委員会が保有する行政文書の公開等に関し必要な事項は、警察本部長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年1月5日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成20年5月23日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成21年3月13日公安委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年4月21日公安委員会規則第8号）

この規則は、令和8年4月21日から施行する。